

※四日市市では、学校管理下のけがの場合、子ども医療費助成ではなくスポーツ振興センターの申請が優先です。

保護者のみなさまへ

## 学校にいる時又は通学中にけがをした時の手続き方法



- ① 学校の先生から請求に必要な用紙を受け取ってください。
- ② 受診した医療機関等に、学校からもらった用紙を提出し、証明を受けてください。  
\*健康保険が適用される受診が対象です。  
\*複数月の通院がある場合は、月ごとの証明が必要となります。
- ③ 医療機関で証明を受けた用紙を学校の先生に提出してください。

\*受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

例) 2019年2月療養分は、2021年3月10日までにスポーツ振興センターに請求しないと時効になります。

\*学校から渡す用紙へ医療機関等に証明をいただくに当たっては、医療機関の皆様の特別の配慮により、ご協力をいただいております。

用紙を持参しても、その場ですぐには書いていただけない場合もありますことをご了承ください

学校管理下で生じたけがの場合、子ども医療助成ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ災害共済給付金の申請を行います。窓口での一時立替払いが必要です。

学校管理下(登下校時含む)でのけがについては、学校で加入している保険「スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ給付金の申請手続きをします。

医療機関を受診されますときは、「学校でのけがであること」、「スポーツ振興センターへ給付金の申請を行うこと」を伝えてください。

保護者の方には、窓口で保険証を提示し、自己負担3割分を一旦支払いいただきますが、学校を通じて災害共済給付の手続きをすることで、窓口自己負担3割分に加えて療養に伴って要する費用として総医療費の1割分を加算して、合計4割分の給付金を受け取ることができます。

スポーツ振興センターの給付金と子ども医療費、一人親家庭等医療費、障害者医療費の助成を同時に

受けることはできません。既に子ども医療費、一人親家庭等医療費、障害者医療費として助成されていた

医療費が、スポーツ振興センター分での給付対象と判明した場合は、子ども医療費、一人親家庭等

医療費、障害者医療費助成の返還が必要になります